

広島県告示第二百号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成三十年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 指定番号 | 指 定 区 域 | 埋立地の区分 |
|------|---|---|
| 四〇 | 尾道市因島原町字梅浜六六六番一、六六六番二、六六七番一、六六七番二、六六七番二、尾道市因島原町字潰浜六六八番一、六六八番二、六六八番六、六六八番七、六六八番八、六六八番一三、六六八番一六、六六八番一七、六六八番一八、六六八番一九、六六八番二〇、六六八番二一、六六八番二二、六八七番、六八八番 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の三十一第一号 |
| 四一 | 尾道市瀬戸田町宮原字前浜二三二八番一の一部、二三二八番二、二三二八番三の一部、二三一九番 | 規則第十二条の三十一第一号 |